

## 米沢市総合スポーツ大会 基本要項

- 1 大会名称 「米沢市総合スポーツ大会」とする。
- 2 目的 市民が生涯スポーツとしてのスポーツに親しむ機会を創出するとともに、各競技団体の普及活動に資する。
- 3 主催 米沢市・(一財)米沢市スポーツ協会(以下「スポ協」)・米沢市スポーツ推進委員会(以下「スポ推」)
- 4 開催方針
  - (1) 実施する競技は、スポ協加盟団体の競技(以下「実施競技」とする。
  - (2) 各競技の運営は、スポ協加盟競技団体(以下「競技団体」)が主管する。
  - (3) 細則は「競技別実施要項」で定める。
- 5 参加資格
  - (1) 以下のいずれかに該当する一般社会人又は学生・生徒であること。
    - ① 市内に居住している者
    - ② 市内に通勤又は通学している者
    - ③ 本市出身の者
  - (2) 小・中学生は除く。ただし、小・中学生の区分を設ける実施競技には、スポーツ少年団又は個人の活動として参加できる。
  - (3) 参加区分が「地区対抗」の実施競技への参加は、以下のとおりとする。
    - ① 居住する地区からの参加を原則とする。ただし、小学校のない地区に居住する小学生は、小学校区からの参加も可能とする。

例) 山上地区の小学生は、山上地区又は松川地区から参加することが可能
    - ② 地区同士の合意により、複数の地区が合同で参加することもできる。
  - (4) 細則は「競技別実施要項」で定める。
- 6 開催期日 年度単位の開催とする。
- 7 順位の設定及び表彰
  - (1) 順位の設定方法及び表彰範囲は競技団体が「競技別実施要項」で定める。
  - (2) 小・中学生の出場区分を設ける場合は、小・中学生の成績を得点には含めない。
- 8 式典
  - (1) 実施競技ごとの開会式及び閉会式は、各会場で行い、方法・内容は競技団体が企画運営する。

- 9 大会役員 (1) 大会役員は以下のとおりとする。
- ① 会長 米沢市長
  - ② 副会長 副市長 米沢市観光文化スポーツ部長  
スポ協会長 スポ推会長
- (2) 競技役員は以下のとおりとする。
- ① 競技委員長 競技団体会長
  - ② 競技副委員長 競技団体副会長
  - ③ その他、競技団体が定める
- 10 事務局 (一財)米沢市スポーツ協会内に置く。
- 11 実行委員会 (1) 大会運営上で次に掲げる事項を処理する必要がある時に随時開催する。
- ① 基本要項の変更
  - ② 実施競技の追加・廃止
  - ③ その他、協議を必要とする事項
- (2) 実行委員会は、米沢市・スポ協・スポ推の代表者で構成する。
- 12 各競技の実施要項 (1) 競技団体は、開催基本要項に基づき実施要項を立案し、事務局に提出する。
- (2) 事務局は、提出された各競技の実施要項を確認し、必要に応じて実行委員会に諮る。
- (3) 事務局は、各競技の実施要項を取りまとめ「競技別実施要項」を作成する。
- 13 参加者の募集 (1) 事務局は、作成した「競技別実施要項」により大会の周知及び参加者の募集を行う。
- (2) 地区団体は、当該地区の住民への周知に協力する。
- 14 参加申込 「競技別実施要項」により定められた方法で申し込む。
- 15 保険の加入 (1) 競技参加者は、スポーツ安全保険又はイベント傷害保険の加入を原則とする。
- (2) イベント傷害保険の加入手続きは、大会事務局が行う。
- (3) イベント傷害保険の加入に係る費用は、参加者が負担する。
- 16 大会経費 事務局は、競技団体に対し予算の範囲内で競技運営費を支払う。
- 17 その他 この要項は、令和8年4月1日から適用する。